

審査した議案

第2回(3月)定例会には、22年度予算案を含む39議案及び、議員提出の意見書案7件、農業委員の議会推薦4名が提案された。本会議ならびに連合審査会、各常任委員会にて審査された主な質疑の内容と採決の結果を報告する。

議案

四号 平成二十二年度
一般会計予算(P2)
(3参照)
※連合審査会

Q 学校給食費が前年度と比較すると約五百万円の減だが理由は。

A 児童生徒の減少である。

Q 財産収入の中で、約千二百万円の市有地の売り払い収入があるが、場所はどこか。

A わかふじ団地を三件分計上している。

Q スクールソーシャルワーカー活用事業について説明を。

A 児童生徒が日々の生活の中でおこる様々な困難に対し、子どもたちの側に立つて問題

解決し、サポートしていく事業である。実際にはフレンドルームに特別支援員のなサポーターを一名配置し活動している。

Q 高知県ふるさと雇用再生あつたかふれあいセンター事業の内容は。

A うつ症状や認知症状等のため、どこに繋がったらいのかわからない方のためのお試しデイサービスやヘルプサービスを市内全域で予定している。また、地域での活動等が困難な方々が、買い物帰りに交流が持てるサロンのようなものを物部町に設置する予定である。さらに、中山間等の独居高齢者や見守りが必要とする方々への訪問や見守り支援についての検討や、現状のサービスの隙間を埋める事業を試行しながら地域生活を支援する方

法を市内全域を対象に検討していく。

Q 新庁舎建設に関して電波障害補償工事の内容は。

A 庁舎建設によって、テレビ電波の障害が発生することが想定される。まず、近辺のどうしても受信できない家屋については、庁舎で受信して電波を配信する。また、庁舎から離れた家屋については、アナログ放送の場合に障害が想定されるため、地上デジタルの受信機を提供することによって補償する。既にアナログから地上デジタル

に変換された家庭に関しては電波障害は発生しないと考えている。

Q 土佐打ち化粧金物製作委託費の内容は。

A 新庁舎の内装には、地場産材の杉板を使用するが、板を合わせたときに継ぎ目があるので、そこに金物目地を施す予定である。金物目地については、本市が打ち刃物の名産地であることから、地場産品で新しい金物を製作することとした。また、本市の側で製品を作って建設業者に提供する形をとっている。



新庁舎建設工事



Q 辺地共聴施設整備事業として一億四千万円あまり計上されているが、本年度で本市の難視聴地域は解消されるのか。

A 本年度に八施設を予定している。現在、把握している分については本年度で終了するが、地域によつては電波の状態により、受信できる家とできない家が混在しているため、施設改修の判断に至っていない。

Q 工科大学の奨励事業費補助金の内容は。

A 本市としては、大学が地域支援を行うための原資として使つてほしいと考えている。ただ、大学としては、奨学資金制度に着目して検討するのではないと思う。

Q 参議院選挙と市議会議員選挙の予算が計上されているが、ポスター掲示板等、選挙ごとに新品にする必要はないのか。

A 指摘の点は、大事なことと思う。できるだけ無駄のないようにと考えている。ただ、

使い回しでやると、保存場所が必要となり、苦慮しているところであるが、言われるような趣旨で取組んでいく。

Q 国の目玉政策として、『子ども手当』が本年度から実施され、本市においても四億一千七百万円が計上されている。一方、本市においても子育てにおける保護者負担である保育料等に相当額の滞納がある。そこで、子ども手当を念頭に保育料の徴収や滞納整理に対する考え方を伺う。

A 保育料については、一番多く接する入所受け付け時における啓発、啓蒙活動が中心であるが、滞納者については個別の話し合いを行っている。その中で、意識を上げるという意味で子ども手当も含めた話をしている。

Q 災害時要援護者支援

計画整備事業について、どのような体制で整備を進めていくのか。

A 二十三年度にかけて、要援護者台帳及び個別避難支援計画を作成して整備する。体制としては、臨時職員を雇用し、民生委員、自治会長、自主防災会等と連携して進めていく。

Q 介護人材育成事業の内容と委託先は。

A 本市の介護福祉施設の現場で人材が不足していることから、県の事業に乗り、介護知識や技術を習得させ、研修期間中にホームヘルパー二級の取得を目指して介護分野での就職に繋げていくという事業である。委託先については、土佐香美福祉会が二名、西田順天堂が二名、前田メデイカルが一名、土佐楠目会が二名である。

Q 香南清掃組合の負担金が前年より四千万円増となっているがその理由は。

A 香南清掃組合については、平成十七、十八年度に大規模改築工事を実施し、稼働年数を十年間延命した。今後、二十八年度までに新たな改築が必要なため、二十二年度から四年間で改築に係る積立金として南国市、香南市、香美市で毎年一億五千万円を積み立てることとなった。四千万円の増額は、本市の積立金である。

Q 診療所の移転に伴う予算が計上されているが、内容は。

A 物部町の物部歯科診療所の移転である。この診療所は、旧国鉄バスの宿舎を利用して診療しているが、老朽化が激しく診療に支障をきたすとのことで、

奥物部ふれあいプラザへ移転を予定している。

Q 観光コンベンション協会負担金が計上されているが、この協会が関わっている高知フェアイングドッグスの試合が本年は土佐山田スタジアムで開催されないという。しかも事前に通知も無かつたことだが、負担金も支払っているの筋を通してほしい。協会に問い合わせはしたのか。

A 協会に直接問い合わせはしていないが、先日、球団社長が本市を訪れ理由を説明された。理由としては、佐川・越知が球団宿舍並びにグラウンドで支援している関係や、苦しい球団経営であるため、集客数が望める高知市中心の試合が多くなつたとのこと。現在のことろ二十二年度は土佐山田スタジアムでの試合は組まれていないが、

二十三年以降は、試合を組んでもらえるよう話をしている。

五号 簡易水道事業特別会計予算

六号 公共下水道事業特別会計予算

※産業建設常任委員会

Q 受益者負担金の滞納状況は。

A 滞納世帯には、年三回お願い文書を出している。また、職員が訪問してお願いもしているが、供用開始時点で使用するしないにかかわらず、負担金として前払いしてもらいう制度に理解が得られていないのが現状である。

Q 設計委託費の内容は。

A 汚水管渠の調査設計委託は、認可区域を拡大した中組、北本町、伏原である。管渠の築造工事は、設計

ができている構目の一部と中組の四三〇である。

Q 中組は、合併処理浄化槽であるが、地域からの要望があつたのか。

A 浄化槽の耐用年数が来ていること等から要望があつた。県道に汚水管線が通っているので枝線で接続することができる。

七号 特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

※産業建設常任委員会

Q 加入率どうか。

A 香北町の下水道事業だが、現在約五三〇%を目指して推進していく。

八号 農業集落排水事業特別会計予算

※産業建設常任委員会

Q 受益者分担金の現状は。

A 逆川地区の下水道事業だが、分担金は二十一年度から三年間で戸当たり二十万円を分割納付していただいている。二十三年度の供用開始前に分担金の納付を終了し、二十四年度に接続した方には十万円を返納する形をとっている。

Q 公共下水道（土佐山田）、特定環境保全公共下水道（香北）、農業集落排水（逆川）の三事業を合わせると、公債費が高額となりはしないか。

A 下水道事業としては、財政課とも協議する中で、区域の拡大のための事業費は三億五千万円を上限に設定し、残りの財源で施設の維持管理や起債の償還を行う。また、平成四十年

政計画を立て、事業を推進している。

九号 老人保健特別会計予算

十号 国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

※教育厚生常任委員会

Q 特定健診の受診状況は。また、人間ドック補助金の内容は。

A 集団健診は減少傾向にあるが、個別健診は増加し、全体的には前年より延びている。六〇%の目標達成は困難であるが、前年対比五%増を目指している。人間ドック補助金は、

集団と個別で若干違うが、前年度までは、七千六百円の費用に対し、六千六百円の補助で自己負担千円であつた。本年度も六千六百円の補助を二百七十五名分計上している。

Q 出産育児一時金が

前年度より増額となっている。条例では三十八万円ではなかったか。

A 一人当たり四十二万円で三十人分を計上している。条例との差額四万円については、少子化対策による暫定予算であり、期間は平成二十一年十月から二十三年三月までである。

十一号 介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

※教育厚生常任委員会

Q 認知症対策はどうなっているか。

A ネットワーク事業としてキラバンメイが講座を開催している。また、在宅介護の家族に対しては、適切な知識を得る取り組みを実施する。

Q 介護予防住宅改修費の内容は。

A 基本的には個別健診であり、生活機能評価と同時に実施の場合が、三千四百八十円で百三

A 該当者に対し、二十万円を限度額として支給する。手すりの設置、段差の緩和、スロープの取り付け等の改修費である。

Q 介護予防教室の現状は。

A 現在、五十カ所近く教室を実施しているが、今後も広げていきたい。

十二号 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算

※教育厚生常任委員会

Q 保健事業費は何人分を見込んでいるのか。また、健診の受診率低下が心配されていたが、現状は。

A 基本的には個別健診であり、生活機能評価と同時に実施の場合が、三千四百八十円で百三

十人分。健診を単独で実施した場合が八千五百円で百九十五人分である。

十四号 水道事業会計
予算

十五号 工業用水道事業会計予算
※産業建設常任委員会

Q 厳しい現下で、企業誘致も難しい状況と思うが、どのような考えを持っているか。

A 現在三団地が残っている。工業用水があることが企業誘致にも繋がっていると考えている。今しばらく注視していきたい。

十六号 平成二十一年度一般会計補正予算
(第七号)

十七号 簡易水道事業特別会計補正予算(第四号)

十八号 公共下水道事業特別会計補正予算
(第三号)

十九号 国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第三号)

二十号 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第三号)
※教育厚生常任委員会

Q 保険料の徴収率低下は、制度への理解度の低さや拒否反応が影響していないか。

A 特別徴収は一〇〇%だが、普通徴収は九〇%を超えていたものが八〇%台となっており、年々低下している状況である。

二十一号 市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

◎七十五歳以上を対象に運賃の無料化を行うことにより、市営バスの利便性の向上を図る。また現在、栃本線の起終点は「大栃」であり、物部支所への移動については、徒歩である。

このため、利用者への利便性、安全を確保することから、「物部支所」を新たに設定する。

Q 住民への周知はどのように行うのか。

A 広報誌配布に合わせ沿線の方に手紙か何かで周知する。また、バスの車内に表示する。さらに、広報誌に掲載することも考えている。

Q 試行路線で廃止された路線との整合性はとれるのか。

A 利用状況の数字により説明し、理解していただく。

Q 無料化により、乗車人数は増加するだろうが、運賃収入は減少することが予想されるが、その結果によつて試行路線が廃止されることはないのか。

A 試行路線については、乗車率で判断しなければならぬ。多くの住民の利用を期待している。

Q 利用方法は。

A 公的な証明(免許証、保険証等)を運転手に提示していただく。

二十二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

◎平成二十年度人事院勧告に基づく勤務時間の短縮を実施するにあたり、関係条例を改正する。

※総務常任委員会

Q 試行期間に不都合なことは無かったか。また、昼休みでも何らかの対応をすることが市民に目を向けた行政ではないか。

A 検証委員会を開い

ているが、特に問題はない。生じていない。昼休みについては、関係各課長と検討したい。

二十三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

◎自治会長費の減額及び、消防団について新たに方面副隊長の報酬を定めるため改正する。
※総務常任委員会

Q 方面副隊長の定数は。また、消防団長、副団長、方面副隊長の火災時等の対応は。

A 土佐山田方面隊、香北方面隊、物部方面隊にそれぞれ一名で計三名である。副団長三名が、土佐山田、香北、物部の方面隊長をそれぞれ兼務し、火災発生時等の場合は、方面隊長として指揮を執る。

二十四号 一般職の職員の旅費に関する条例





の一部改正

◎東京都内での雑費は、定額ではなく実費を請求するよう変更するために改正する。

二十五号 介護保険条例の一部改正

◎現下の厳しい経済社会情勢の中、介護保険料について、納期限から一定期間の日数は延滞金利率を軽減するもの。

二十六号 健康センター

の設置及び管理に関する条例の一部改正

◎健康センターの使用料還付事由及び、指定管理者に管理を行わせる場合について明確にした。

※教育厚生常任委員会

Q 改正により、文言は変わっているが、内

容は同じである。改正の理由は。

A セレネの利用者から、施設修繕による休館に対して還付の要求があり、弁護士に相談した。その際、法律上は還付の必要はないが、裁判になった場合に文言に問題があるとの指摘を受け、改正するものである。

二十七号 都市公園条例の一部改正

◎土佐山田スタジアムにおいて、スポーツ以外での使用願いがあつた場合、短時間での使用にも対応できるようにし、利用者への便宜を図るもの。

二十八号 下水道条例の一部改正

◎平成二十二年四月一日の使用料金改定にあわせて料金の算定方法を明確化するため改正する。

二十九号 特定環境保全公共下水道条例の一

部改正

◎二十八号と同様。

※産業建設常任委員会

Q 市民への周知はどのように。

A 全戸に料金改定の文書を送付した。また、市の広報誌にも掲載して周知を行った。

三十号 消防団の設置

に関する条例及び消防団員の定員、任免、職務等に関する条例の一部改正

◎土佐山田消防団、香北消防団及び物部消防団が香美市消防団に合併することにより改正する。

三十一号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

◎地方自治法の一部改正に伴い、「出納室」を「会計課」に改め、「収入役」を削る等の改正。 ※総務常任委員会

Q 収入役が無くなり、課はどのようになるのか。

A 今の出納室が会計課になり、収入役制度から会計責任者制度になる。収入役の代わりに会計課の課長が会計責任者となる。

三十二号 退職手当審査会設置条例の制定

◎退職手当制度の一層の適正化を図り、市政に対する住民の信頼を確保することを目的とし、退職手当の支給制限等を調査審議するため新たに制定する。

三十三号 私債権の管理に関する条例の制定

◎私債権の管理に関する事務処理において、一般的基準その他必要な事項を定めることにより、私債権の管理の適正を期するもの。

三十四号 児童遊園の設置及び管理に関する条例の制定

◎旭町、黒土、宝町及

び西町の児童遊園の設置及び管理に関し、地方自治法の規定に基づき制定する。

三十五号 情報発信交流施設の設置及び管理に関する条例の制定

◎商店街及び観光等に関する情報を提供し、商店街の振興及び観光客の誘致を促進するため、情報発信交流施設を設置し、当該条例を制定する。

名称 香美市いんふおめーしょん
位置 土佐山田町東本町一丁目
※産業建設常任委員会

Q 建物のデザインや名称をひらがなにした理由は。

A この施設が建設されるきっかけとなった『テクノフォーラム神の風』での議論の中で意見を集約した。

Q 職員体制は。

A 三人雇用で、年中無休、通常二人体制の勤務を予定している。また、緊急雇用は通常六カ月雇用だが、この事業においては、一年間の雇用である。

Q 開館時間が朝九時から夕方五時までとなっているが、本市の玄関口として、朝八時から夕方六時までの開館時間にしているどうか。

A 開館時間については議論するところである。他の条例等を参考に、適用したが、案内所であるこの施設にそのまま適用できるのかは、データがないため判断しづらい。今後の状況を見守り、運用で変更を考えたい。

★ 議案第三十五号に修正動議が提出された。修正の内容は、第六条の施設の開館時間『午前九時から午後五時ま

でとする』に対して『午前八時から午後六時までとする』である。

修正動議に異議はなく、常任委員会での採決の結果は一部修正にて可決すべきと決定した。

三十六号 香南香美地域新エネルギービジョン策定委員会共同設置規約の廃止
三十七号 市有財産の無償貸付け

◎香北町菌床生産センターの敷地を除く施設等について、使用貸借による無償貸付けの更新を求めるもの。

Q 土地の使用料はどうなっているのか。

A 借地料は、台帳面積が二、九四二平方で、月額五万五千三百四十円である。



三十八号 地域交流施設の指定管理者の指定

◎公の施設の名称：香美市地域交流施設
指定管理者となる団体の名称：地域交流施設「ほつと平山」運営委員会
指定の期間：二十二年四月一日から二十四年三月三十一日まで
※総務常任委員会

Q この施設は二十一年度で市の補助が終了し自立することとなっているが、今後の維持管理等の支援について検討しているか。

A 今後二年間は自分たちで頑張ってみたいとのことである。また、指定管理制度自体が経営的に自立する建前であり、今後二年間の推移を見守りたいと考えている。

三十九号 やなせたかし記念館の指定管理者の指定



◎公の施設の名称：香美市立やなせたかし記念館

指定管理者となる団体の名称：財団法人アンパンマンミュージアム振興財団

指定の期間：二十二年四月一日から二十三年三月三十一日まで

四十号 一般職員の給与に関する条例の一部改正

◎消防職員の勤務時間等の見直しに伴い、夜間勤務手当てを支給するために改正するもの。

四十一号 職員団体のための職員の行為に関する条例の制定

◎地方公務員法の改正に伴うもの。

四十二号 鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）の請負契約

◎契約の方法：指名競争入札

契約金額：二億二千八百六十四万八千円

相手方：新進建設株式会社

（以上、全員賛成にて可決された）

意見書案

四号 企業・団体献金の全面禁止を強く求める意見書

推薦

一号 郵政民営化の抜本的見直しに関する意見書

(以上、賛成多数にて採択)

五号 住民税、所得税の配偶者控除・扶養控除の廃止に反対する意見書

一号 農業委員会委員の推薦
住所 香北町美良布
氏名 川村澄雄

(全員賛成にて採択)

二号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充・国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書

(賛成少数にて不採択)

七号 現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書

二号 農業委員会委員の推薦
住所 香北町美良布
氏名 千頭洋一

(賛成少数にて不採択)

六号 くらしを支える行政サービスの拡充を求める意見書

(賛成少数にて不採択)

三号 農業委員会委員の推薦
住所 物部町仙頭
氏名 坂本 節

(賛成少数にて不採択)

七号 現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書

(賛成少数にて不採択)

四号 農業委員会委員の推薦
住所 物部町久保堂ノ岡
氏名 佐々木永明

(賛成少数にて不採択)

七号 現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書

(賛成少数にて不採択)

三号 農業委員会委員の推薦
住所 物部町仙頭
氏名 坂本 節

(賛成少数にて不採択)

七号 現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書

(賛成少数にて不採択)

四号 農業委員会委員の推薦
住所 物部町久保堂ノ岡
氏名 佐々木永明

(以上、全員賛成にて推薦)



6月定例会日程(予定)

16日(水)開	会…市長報告、提案理由の説明等
22日(火)一般質問	…それぞれの議員が市政全般について問う
23日(水)一般質問	…
24日(木)一般質問	…
25日(金)議員質疑、委員会付託、連合審査会	…各常任委員会を開催
29日(火)閉	会…議案、意見書案等の質疑、討論、採決

市議会では1人でも多くの皆さんが傍聴され、議会活動に対する理解を深め、市政に参加されることを望んでいます。

議会を傍聴してみませんか

議会には定例会と臨時会があります。